右当事者間の当裁判所昭和二五年(オ)第一九三号物品引渡請求上告事件につき 当裁判所が昭和二五年一〇月三一日言渡した判決理由中「民訴第一五二条第三項」 とあるを「民訴第一五二条第四項」と更正する。

昭和二五年一一月二〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	川	太一	郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介